（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
有権者申出方関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
特殊法人等
平成二十三年度国家公務員共済組合連合会職員共済組合の決算関係
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第二四七号）（内閣府本府）　二

1　本府に置く参事官の定数を改めることとした。（第二〇条関係）

2　この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

◇**経済産業省組織令の一部を改正する政令**（政令第二四八号）（経済産業省）　三〇

1　製造産業局車両課を廃止するとともに、自動車課の所掌事務を改めることとした。（第六六条、第七五条及び第七七条関係）

2　この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

◇**消費者安全調査委員会令**（政令第二四九号）（消費者庁）　三一

1　部会

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は部会を置くことができることとし、部会に属すべき委員の指名、部会長、部会長の事務・職務代理について定めるとともに、調査委員会は部会の議決をもって調査委員会の議決とすることができることとした。

2　議事

調査委員会の会議は委員長が招集することとし、調査委員会の定足数、議決方法について定めたうえで、これらについて部会の議事に準用することとした。

3　庶務

調査委員会の庶務は、消費者庁消費者安全課において処理することとした。

4　調査委員会の運営

この政令に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定めることとした。

5　施行期日

この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

◇**消費者安全法施行令の一部を改正する政令**（政令第二五〇号）（消費者庁）

1　消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限として、改正消費者安全法第一九条、第三一条第一項及び第三項、第三二条及び第三三条の規定による権限を追加することとした。

2　この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

◇**水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令**（政令第二五一号）（環境省）

1　指定物質として、一・三・五・七―テトラアザトリシクロ［三・三・一・一^{3,7}］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）を追加することとした。（第三条の三関係）

2　この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

◇**公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二五二号）（国土交通省）

1　第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を行う際に基準とする時間帯補正等価騒音レベルについて、当該飛行場において離陸し、又は着陸する航空機による騒音の影響度を算定するものとすることとした。（第六条関係）

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第二五三号）（国土交通省）

1　調査の結果が著しく異なることとなる場合の改正（第二条関係）

㈠　航空機騒音影響度レベルを時間帯補正等価騒音レベルとし、時間帯補正等価騒音レベルについて、当該特定空港において離陸し、又は着陸する航空機による騒音の影響度を算定することとした。

㈡　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第二条第二項の調査の結果が著しく異なることとなる場合について、時間帯補正等価騒音レベルの差が四デシベル以上となる場合に改めることとした。

2　航空機騒音障害防止地区とすべき地域及び航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域を定める基準の改正（第三条第一項第一号関係）

航空機騒音障害防止地区とすべき地域及び航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域を定める基準を時間帯補正等価騒音レベルの値に改めることとした。

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。